ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ ส.8/2568
เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมบัญชีประเภทกิจการที่ให้การส่งเสริมการลงทุน
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 9/2565

投資委員会布告
第 Sor. 8/2568 号
件名：投資委員会布告第 9/2565 号に基づく
投資奨励の対象となる事業の種類の一部改定

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告「国家発展に資する重要産業への投資奨励措置」に関連し、

電動車両およびエネルギー貯蔵システムに用いる高容量バッテリーの製造に関係する事業への投資を促進し、当該製造工程で用いる原材料および必要資材の生産者までを含むサプライチェーンの重要部分を網羅し、タイにおける電池クラスターの具体的な形成につなげるため、投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法およびその改正法第 16 条の権限に基づき、以下のように公布する。

第 1 項　投資奨励対象事業の業種を改正するため、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号別表中の業種 4.2.8.1、4.2.8.2、4.2.8.3 に係る規定を廃止し、これに代えて以下のとおり定める。

4 類　電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
4.2.8.1 セル製造工程を有する場合の高密度蓄電池 (High Density Battery) の製造	1.以下のとおり、委員会が認めた特性を持つ高密度蓄電池を製造すること 1)エネルギー密度が 150Wh/kg 以上であること 2)充放電サイクル数が 1,000 回以上であること 2.国内で製造されていない部品または原材料を対象とし、5 年間にわたり 90%の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。	A1

業種	条件	恩典
4.2.8.2　モジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する場合の高密度蓄電池(High Density Battery) の製造	1.　以下のとおり、委員会が認めた特性を持つ高密度蓄電池を製造すること 1) エネルギー密度が 150Wh/kg 以上であること 2)充放電サイクル数が 1,000 回以上であること 2.国内で製造されていない部品または原材料を対象とし、5 年間にわたり 90%の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。	A2
4.2.8.3　モジュールを導入しバッテリーパックを製造する場合の高密度蓄電池(HighDensity Battery) の製造	以下のとおり、委員会が認めた特性を持つ高密度蓄電池を製造すること 1) エネルギー密度が 150Wh/kg 以上であること 2)充放電サイクル数が 1,000 回以上であること	A3

第 2 項　仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号別表 4 に次のとおり業種、条件および恩典を追加する。

4 類　電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
4.2.8.6　高密度蓄電池(High Density Battery) に用いるセルの主要構成部品（カソード(Cathode)、アノード(Anode)、電解液(Electrolyte)、多孔質セパレーター(Separator)など) の製造	1.以下のとおり、委員会が認めた特性を持つ高密度蓄電池に用いられるセルの主要構成部材を製造すること 1) エネルギー密度が 150Wh/kg 以上であること 2)充放電サイクル数が 1,000 回以上であること 2.電解液(Electrolyte) の製造については、希釈または相変化(状態変化)のみの工程を行う場合、奨励の対象外とする。	A4

第3項　本布告は、布告の日以降に提出される投資奨励の申請に適用する。

公布日　仏暦2568年（2025年）11月10日

エクニティ・ニティタンプラパス

（エクニティ・ニティタンプラパス）

副首相

投資委員会委員長